**北部オープンプラットフォームラボ企画運営業務に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

 **1 趣旨**

この実施要領は、「北部オープンプラットフォームラボ」の開設にあたり、会議体の企画や管理運営に関して豊富な経験や知見および実施体制を有する事業者を、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。) により選定するため、必要な事項を定めるものである。

**2 業務概要**

1. 業務名

 　　「北部オープンプラットフォームラボ」企画運営業務

1. 業務内容

別添「北部オープンプラットフォームラボ企画運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

1. 業務期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

1. 提案上限額

１,０００,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。

(2) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。

(3) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(6) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

(7) 過去に類似業務を受注した実績を有していること。

**4 実施スケジュール**

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO. | 項　目 | 日　程 | 備　考 |
| 1 | プロポーザル公募開始 | 令和5年5月29日（月） | 市ウェブサイトに掲載 |
| 2 | 質問書の受付期間 | 令和5年5月29日（月）～令和5年6月1日（木）正午まで | 回答は、随時、市ウェブサイトに掲載 |
| 3 | 参加申込書の提出期限 | 令和5年6月7日（水）17時 | 持参又は郵送で必着 |
| 4 | 参加決定の通知 | 令和5年6月9日（金）までに通知 | 電子メールで通知 |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和5年6月19日（月）17時 | 持参又は郵送で必着 |
| 6 | 審査の実施 | 令和5年6月下旬 |  |
| 7 | 選定結果の通知～契約締結 | 令和5年6月下旬（予定） | 郵送で通知 |

**5 仕様書等の公開日等**

(1) 公開日

令和5年5月２９日（月）

(2) 公開場所

市ウェブサイトに掲載

(3) 公開資料

ア　本実施要領

イ 仕様書

ウ 参加申込書【様式第１号】

エ 会社概要等整理表【様式第 2 号】

オ 質問書【様式第 3 号】

カ 参加辞退届【様式第 4 号】

**6 公募に対する質問及び回答**

本実施要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書【様式第3号】により以下のとおり質問すること。

1. 提出方法及び提出期限

・電子メール

・令和5年6月1日（木）正午必着とする。

なお、確認のため、電話にて送付したことを連絡すること。

1. 提出先

「14 問い合わせ先・提出先」へ提出

1. 回答方法

 質問に対する回答は、随時、市ウェブサイトに掲載する。

 なお、質問のあった事業者名は公表しない。

**7 参加申込書の提出**

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式第１号】

イ 会社概要等整理表【様式第2号】

(2) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送

令和5年6月7日（水）17 時必着とする。

※ 持参の場合は、平日9 時～17時までの間とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

なお、確認のため、電話にて送付したことを連絡すること。

(3) 提出先

「14 問い合わせ先・提出先」へ提出

(4) 提出部数

各１部

**8 参加申込書等の確認及び審査**

(1) 市は、参加申込書とともに提出された書類により、参加資格要件の具備を確認し、その結果を令和5年6月9日（金）までに参加申込者全員（辞退者を除く）に電子メールにより通知する。

(2) 参加要件を満たさない者には、その理由を付して通知する。

**9 参加辞退**

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式第4号】を提出すること。

**10 企画提案書等の提出**

参加決定通知があった場合、以下のとおり作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、以下の項目について記載すること。

なお、様式はＡ４版横書きで両面印刷とし、１０枚以内とする。

・本業務に係る類似業務の実績

・実施体制

・仕様書「８ 業務の内容」について、具体的に提案すること。

※ 提案上限金額の範囲内で、仕様書に記載のない自由提案も認める。

イ 見積書

・本実施要領「2 業務概要(4)提案上限額」の範囲内で見積もること。

　　　・金額の明細(積算根拠)を記載すること。

　　　※ 様式の指定は特になし。

(2) 提出方法及び提出期限

・持参又は郵送

・令和5年6月19日（月）17 時必着とする。

※持参の場合は、平日9時～17時までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

なお、確認のため、電話にて送付したことを連絡すること。

(3) 提出先

「14 問い合わせ先・提出先」へ提出

(4) 提出部数

６部

(5) その他

① 提出された書類は一切返却しない。本プロポーザル以外には使用せず事務局が保管・破棄する。

② 書類提出後の記載内容の修正又は変更は認めない。

**11 選定方法**

受託候補者の選考にあたり、本業務に係る選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査により決定する。

 なお、審査結果等について異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 審査方法

提出された企画提案書について審査する。

※ 提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

 (2) 選考審査基準

 　別紙「選考審査基準」のとおり

 (3) 受託候補者の決定

得点が60点以上の提案者の中から最も高い得点者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者とする。

 (4) 選定結果の通知

 　令和5年6月下旬（予定）までに、すべての提案者に結果を郵送で通知する。

(5) 結果の公表

市ウェブサイトにて公表する。

**12** **契約**

受託候補者（最優秀提案者を優先とする。）と業務内容等について確認および協議し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

**13 その他留意事項**

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

 (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

 (3) 企画提案書等については、受託候補者の選定のためのみに使用することとし、公開しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合は、「宇部市情報公開条例」に基づき公開することがある。

 (4) 電子メールの通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

 (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさない場合

イ 提案上限額を超過して提案した場合

※ 著しく低い金額で提案し、公正な競争が妨げられることが認められる場合も同様とする

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出期限に遅れた場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

 **14 問い合わせ先・提出先**

〒757-0292　宇部市大字船木字東番田365番地1

宇部市北部総合支所　北部地域振興課

電話：0836-67-2812

FAX ：0836-67-2158

電子メール：hokubushien@city.ube.yamaguchi.jp

＜別紙＞

選考審査基準

● 審査配点表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案項目 | 審査の視点 | 配点 |
| (1)実績 | ・類似の実績があるか。（件数、内容など） | 30 |
| (2)企画運営 | ・参加者の関心を高め、参加意欲が高まる内容か。 | 20 |
| ・参加者が意見しやすい内容か。 | 10 |
| ・多様な課題を抽出できる内容か。 | 10 |
| (5)管理運営＜実施体制＞ | ・適切な人員が確保されているか。・責任者と担当者の連携体制、連絡体制、サポート体制が整備されているか。 | 20 |
| (6)その他 | ・仕様書以外の独自提案があるか。 | 10 |
| 合　計 | 100 |